

認知症高齢者グループホーム(認知症対応型共同生活介護サービス)

認知症のため介護を必要とする方が、少人数(1ユニットあたり9人以下で、原則2ユニット)で共同生活する施設で、食事、入浴、排せつ等の介護や機能訓練が行われます。愛着のある家具や小物を持ち込むこともできますので、家庭に近い雰囲気の中で、スタッフや入居者同士が顔なじみになり生活します。利用者のペースに応じゆったりとした時間を過ごすことができ、個別的なケアが行われます。

ホームによっては重度者に対応できない場合もありますので、入居前に確認しておきましょう。

軽費老人ホーム(ケアハウス・A型)

軽費老人ホームは、食事・入浴・相談及び援助などの日常生活上の基本的なサービスを受けながら自立した生活を送る施設です。60歳以上(夫婦等で入所する場合はいずれかが60歳以上)で、身体機能の低下や高齢等のために独立して生活するには不安があり、家族による援助を受けることが困難な方が対象です。

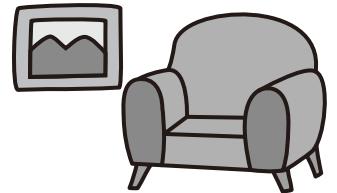
介護が必要になった場合で、介護保険サービスを利用するには、通常入居者自身が訪問介護などのサービス事業者を個別に選んで契約し、サービスの提供を受けます。ただし、当該ホームが特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合は、利用者はホームと契約を結び、食事や介護の提供その他日常生活上必要なサービスの提供を受けます。(※1)

有料老人ホーム

有料老人ホームとは、高齢者に対し、食事や介護の提供その他日常生活上必要なサービスを提供する施設です。有料老人ホームに該当する場合は、老人福祉法の規定に基づき、大阪府知事(事務が移譲されている場合は、所在地の市町村長)又は政令市・中核市の市長への届出が必要です。当該地方公共団体の長は、ホームの設置者または設置者から委託をされた者に対して、必要な場合報告を求めたり、立入検査をするなどし、入居者の保護のため必要な措置を採るよう指導しています。

有料老人ホームの入居にあたって

トラブルにならないよう、事前に設備やサービスが希望や条件(健康状態、経済面など)にあったものであるかを確認することが必要です。



◆ 類型を確認しましょう

- **介護付有料老人ホーム** (特定施設入居者生活介護の指定を受けています。 ※2)
外部サービス利用型
- **住宅型有料老人ホーム** 食事や見守り等のサービスはついていますが介護サービスは提供しません。介護が必要となった場合は、入居者自身が外部の訪問介護等のサービス事業者を個別に選んで契約し、介護保険によるサービスを利用するなどしてホームで生活を継続できます。

※1 ※2

軽費老人ホーム(ケアハウス・A型)と有料老人ホームのうち、一定の指定基準を満たすホームは、介護保険サービスの特定施設入居者生活介護の指定を受けることができます。

特定施設入居者生活介護は、食事や介護の提供その他日常生活上必要なサービスを提供するもので、利用者は指定を受けているホームの事業者と契約を結びます。

ホームの職員が特定施設サービス計画を作成し、職員が介護サービスを提供する包括型(一般型)と、ホームが委託する外部の介護サービス事業者がサービスを提供する外部サービス利用型の2種類があります。

なお、特定施設入居者生活介護サービスを受けている期間は、利用者は居宅療養管理指導を除く他の居宅サービス・地域密着型サービスは利用できません。

特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームは、広告、パンフレット等において「介護付き」「ケア付き」等の表示を行うことはできません。